

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月15日

青森県知事 殿

提出者

住 所 新潟市中央区一番堀通町3番地10

氏 名 株式会社 福田組

代表取締役社長 荒明 正紀

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 025-266-9113

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 福田組 東北支店
事業場の所在地	東北支店 仙台市青葉区大町2-10-14 排出現場 青森県三沢市大字三沢字後久保125-7他
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	5,158,408,496円
③従業員数	895名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

(日本産業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
分別の徹底を図るとともに、梱包材などは軽微（リデュース）または引き取らせる（リユース）などし、発生自体の抑制を行います。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 土木工事では混合廃棄物の削減に取り組み、「安定型のみ」「管理型含む」の分別を徹底し最終処分量の削減を目指しています。建築工事では施工面積の原単位当りの廃棄物発生抑制に取り組み、集合住宅や店舗などといった工作物ごとに発生量の目標をもうけ監視しています。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 施工計画の段階でおおよそどの品目がどれくらい発生しそうかを想定し、それに見合った分別ボックスを設置するように指導します。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】		
①現状	（これまでに実施した取組）	産業廃棄物の種類	—	—
		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	t
②計画	（今後実施する予定の取組）	【目標】		
		産業廃棄物の種類	—	—
		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】		
①現状	（これまでに実施した取組）	産業廃棄物の種類	—	—
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
②計画	（今後実施する予定の取組）	産業廃棄物の種類	—	—
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】	
		産業廃棄物の種類	—
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t t
①現状		(これまでに実施した取組)	
		【目標】	
		産業廃棄物の種類	—
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t t
②計画		(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

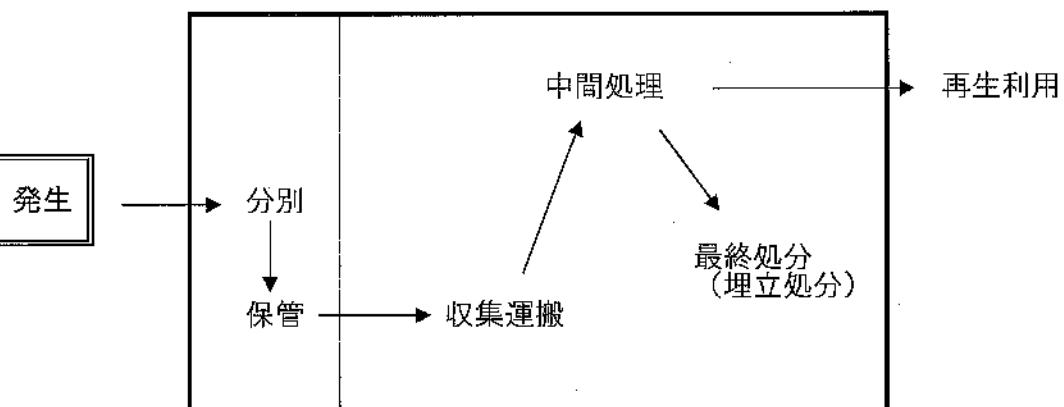
		【前年度（令和4年度）実績】	
		産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり
		全処理委託量	t t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t t
		再生利用業者への 処理委託量	t t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
①現状		(これまでに実施した取組) データベースを用いたシステムにより、マニフェスト及び排出量の管理を行っています。これによりマニフェストの回収漏れ（中間処理・最終処分の遅滞）、異常発生（短期間に大量処分）がないか監視できるスキームを構築しています。	

【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者を積極的に徴用することが望ましいと考えます。現状では優良認定処理業者がまだ少なく、発生場所である現場から遠いなど立地的な問題もありますが、発生場所からほぼ同距離であれば、不法処理・処分などのリスクが少ない優良認定処理業者を積極的に選定するよう指導していきたいと考えます。			
※事務処理欄			

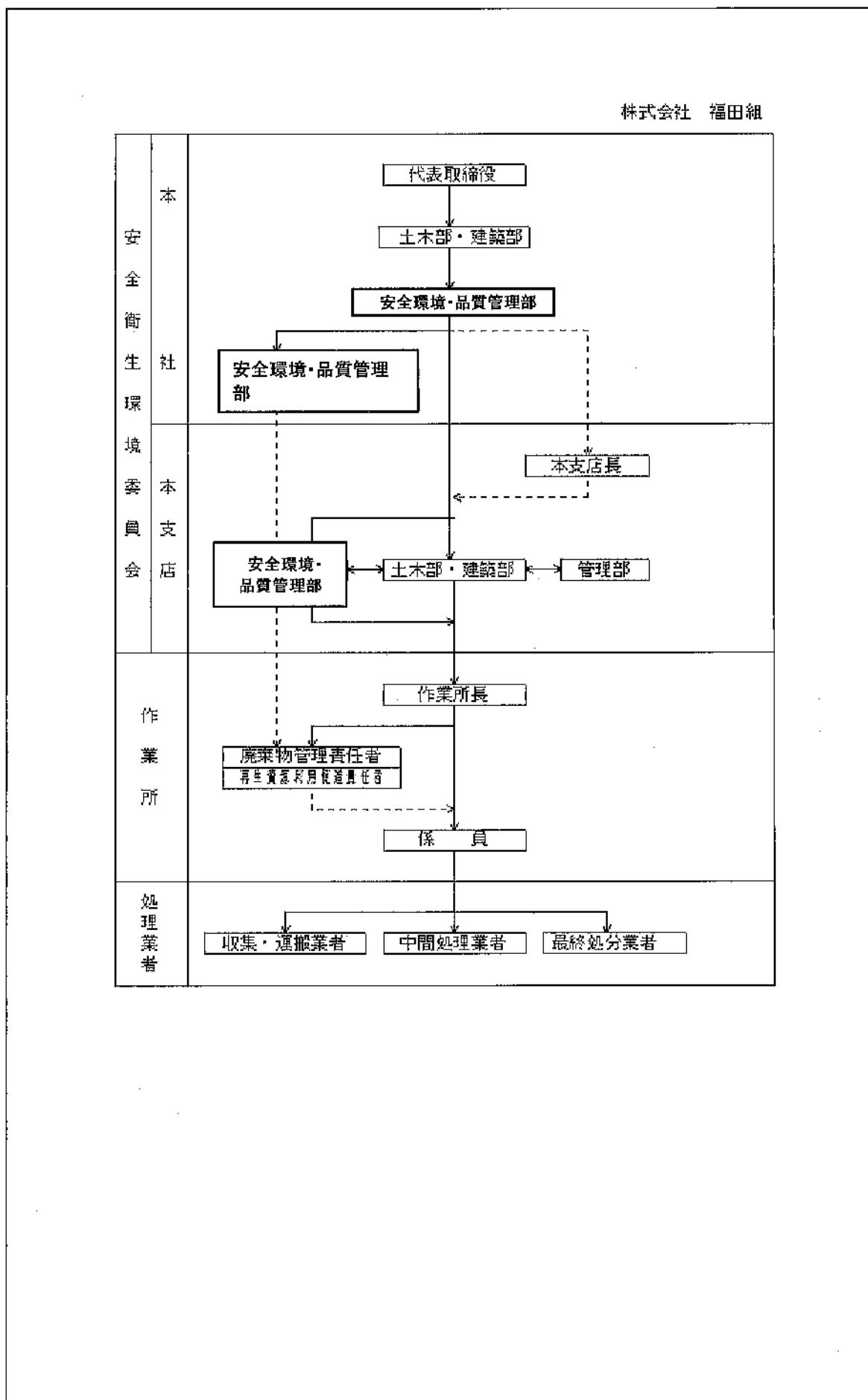
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添1 処理工程図



別添2 管理体制図



業務處理計劃別紙集計表

現状:前年度(令和4年度)実績量
計画:今年度(令和5年度)計画量(目標)